

第14号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）3月24日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

勤勉手当の支給割合を改める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の
一部を改正する規則

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成
29年中野区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の112.5」を「100分の107.
5」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。